

# 大阪ミニバスケットボール連盟規約

## 第一章 名 称

第 1 条 本連盟は、大阪ミニバスケットボール連盟と称する。

第 2 条 本連盟は、事務局を理事会の指定するところに置く。

## 第二章 目 的

第 3 条 本連盟は、大阪バスケットボール協会と緊密な連携のもとに、大阪府のミニバスケットボールを愛好する小学生の健全育成を図ると共に、ミニバスケットボールの健全な普及、発展を図ることを目的とする。

## 第三章 事 業

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 大阪府ミニバスケットボール大会の開催
- ② ミニバスケットボールに関する講習会ならびに研修会
- ③ 近畿交歓大会、全国大会への参加の助成
- ④ その他、本連盟の目的達成のための事業

## 第四章 組 織

第 5 条 本連盟への加盟資格は、ミニバスケットボール競技を愛好する小学生、及びその指導者であることを条件とする。

## 第五章 役 員

第 6 条 本連盟の役員資格は、ミニバスケットボール競技の愛好者であることを条件とする。

第 7 条 前条により、次の役員を置く。

名誉会長 1名 会長 1名 副会長 若干名  
常任顧問・顧問 若干名 参与 若干名 理事長 1名  
副理事長 若干名 常任理事 若干名 理事 若干名 監事 2名

第 8 条 会長・副会長は、理事会の推薦によって決定する。会長は、本連盟を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 9 条 理事は、本連盟の事業に賛同し、その運営に積極的に協力してくれる学識経験者、及び加盟チームの中から選出する。

第 10 条 理事長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。  
理事長は、本連盟のすべての業務を掌握する。

第 11 条 副理事長は、理事の中より理事長が推薦し、理事会の承認により会長が委嘱する。

副理事長は、理事長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。

第 12 条 常任理事は、理事の中より理事長が推薦し理事会の承認をうける。

第 13 条 名誉会長は、本連盟に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第 14 条 顧問、参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、本連盟の重要事項の相談に寄与する。

第 15 条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは補充することを原則とし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第六章 会 議

第16条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会とする。総会は、会長が招集し、理事会、常任理事会は理事長が招集する。

第17条 総会は、加盟チームの代表をもって年度始めに開催し、次の事項を報告、及び審議を行う。

総会は、2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、その議決は、出席者の過半数の賛同によって決定される。

- ・予算、決算に関すること
- ・事業計画に関すること
- ・登録に関すること
- ・その他重要事項

第18条 常任理事は理事長が招集し、前条の事項について企画立案する。

第19条 理事会は、必要に応じて開催し、重要事項について審議する。理事会で決定すべき事項についても、必要に応じて常任理事会で決済することができる。但し理事会において事後承認を得る。

## 第七章 加盟及び登録

第20条 本連盟への加盟は、チーム加盟とし、加盟料を添えて原則として、定められた期日までに本連盟事務局を通じて行う。

第21条 加盟について

(1) 同一小学校の児童で構成されたチーム（1小学校1チーム）を原則とする。

(2) 小学校区児童で活動ができない場合は、隣接の小学校区児童と合体してチームを構成することを認める。

\* 但し、教育的スポーツとして、強化に走ることの無いよう、常任理事会で前もって協議し、承認を得る事。

第22条 本連盟に加盟したチームは、自動的に日本バスケットボール協会、日本ミニバスケットボール連盟、大阪バスケットボール協会に加盟される。

第23条 チームに登録された競技者は、自動的に日本バスケットボール協会に登録される。よって、本連盟に登録されている競技者は、他連盟に登録することはできない。

第24条 加盟チーム内での移動、及び他連盟よりの移動に関しては、競技者の学籍の移動に関わるものを除いて、原則として認めない。

## 第八章 会 計

第25条 本連盟の経費は、加盟登録料及び寄附金,その他の収入をもってあてる。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第27条 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱し、年度末に会計監査を行う。

## 第九章 補 則

第28条 本連盟の規約、及び細則、通達事項に違反する行為のあったチーム及び競技者は、理事会の決議により加盟及び登録を抹消することができる。

第29条 規約の施行についての細則は、理事会で別に定めることができる。

\*この規約は、昭和57年4月 1日より施行する。

この規約は、昭和62年4月 1日に一部改正する。

この規約は、平成 9年4月 1日に一部改正する。

この規約は、平成23年5月26日に一部改正する。

以上